

## 社会福祉法人 大阪ボランティア協会 定 款

### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、ボランティア活動・市民活動の啓発、普及、育成等を通じ、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第 2 種社会福祉事業

- ① 児童の福祉の増進に関する相談及び支援する事業
- ② 老人の福祉の増進に関する相談及び支援する事業
- ③ 心身障害者の更生相談及び支援する事業

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 大阪ボランティア協会という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を大阪市福島区吉野 4 丁目 2 9 番 2 0 号、大阪 N P O プラザ内に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を大阪市北区同心 1 丁目 5 番 2 7 号に置く。

### 第 2 章 役 員 及 び 職 員

(役員の数)

第 5 条 この法人に次の役員を置く。

- ① 理事 1 5 名
  - ② 監事 3 名
2. 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。
  3. 理事長は、この法人を代表する。
  4. 理事のうち、互選によって会長 1 名を選任することができる。
  5. 会長は法人の会務を総覧する。
  6. 理事のうち、理事長が理事会の同意を得て、副理事長 1 名を選任する。
  7. 副理事長は、理事長を補佐して、法人の業務を掌理する。
  8. 理事のうち、互選によって、常務理事 1 名を選任する。
  9. 常務理事は理事長を補佐し、法人の日常業務を処理する。
  10. 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者は理事のうち 3 名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

第 6 条 役員任期は 2 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

第 7 条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することはできない。

(役員報酬等)

第8条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長が理事長の職務を代理する。

- 2 理事長および副理事長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 3 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び大阪府知事に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の事務局長は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
- 3 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問及び参与)

第13条 この法人に顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問は会務について理事長の諮問に答える。
- 4 参与は会務の運用に参与する。

### 第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、31名の評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会に議長を置く。

5. 議長は、その都度評議員の互選で定める。
6. 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7. 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8. 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9. 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10. 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- ① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
  - ② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
  - ③ 定款の変更
  - ④ 合併
  - ⑤ 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
  - ⑥ 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
  - ⑦ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2. 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は、再任されることができる。

## 第4章 会 員

(会 員)

第19条 この法人に会員を置く。

2. 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
3. 会員に関する規程は、別に定める。

## 第5章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び公益事業用財産の3種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
  - ① 大阪ボランティア協会活動振興基金  
現金 202,300,000円
3. 運用財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
4. 公益事業用財産は、第29条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
5. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続

をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事の承認は必要としない。

- ① 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- ② 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第23条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第24条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

第25条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2. 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、法人事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、社会福祉法人 大阪ボランティア協会の会報に掲載するものとする。
3. 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第26条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第27条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第28条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第6章 公益を目的とする事業

(種別)

第29条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- ① 大阪NPOプラザの経営
- ② 市民活動に関する出版事業
- ③ コミュニティ・ビジネス創出支援事業
- ④ NPO情報発信強化事業

2. 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第30条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

## 第7章 解散及び合併

(解散)

第31条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第33条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、大阪府知事の認可(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、社会福祉法人 大阪ボランティア協会の掲示場に掲示するとともに、朝日新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第36条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 岡本 榮一

理 事 井上 収、太田 昌也、岡本 千秋、駒井 信義、櫻木 清和、澤 賢次

高橋 英雄、高森 敬久、田尻 玄龍、津田 和明、遠山 雅宣、鳥井 静夫

長戸 貞二、早瀬 昇、宮崎 勇、巡 静一、山根川アヤ子

監 事 白神 潔、水原 一弘、矢野 健治

- <定款改正の履歴>
- ・1993年7月6日認可
  - ・1994年5月20日改正(社会福祉法定款準則改正に伴う改正)
  - ・1995年5月29日改正(基本財産増額に伴う改正)
  - ・1997年5月22日改正(社会福祉法定款準則改正および基本財産増額に伴う改正)
  - ・1998年5月29日改正(基本財産増額に伴う改正)
  - ・2001年11月14日改正(基本財産増額に伴う改正)
  - ・2003年11月20日改正(「従たる事務所」の追記、基本財産増額に伴う改正)
  - ・2004年3月22日改正(社会福祉法定款準則改正および公益事業設置に伴う改正)
  - ・2004年11月9日改正(公益事業の追加)
  - ・2005年3月22日改正(厚生労働省が定める定款準則の改正に伴い「基本財産の処分」の変更および公益事業の一部事業の削除)
  - ・2005年5月30日改正(公益事業の追加)
  - ・2006年3月28日改正(社会福祉法定款準則改正に伴う改正)
  - ・2006年11月20日改正(公益事業の追加)
  - ・2007年3月29日改正(公益事業の目的の追記)
  - ・2007年5月30日改正(理事、評議員の定数の変更)
  - ・2008年5月26日改正(副理事長制の導入、公益事業の削除)
  - ・2010年3月19日改正(理事、評議員の定数の変更)

## 社会福祉法人 大阪ボランティア協会 会員規定

(目的)

第1条 本規定は、社会福祉法人大阪ボランティア協会の定款に基き、社会福祉の増進を図る担い手としての協会会員の性格、役割等を明確にするために設ける。

(性格)

第2条 会員は、定款に定められた協会の理念と社会的役割をよく認識し、財政面での支えとなると共に事業活動推進者であり、ボランティア運動展開の担い手となる者である。

(種別)

第3条 この法人の会員は次の3種とする。  
①. 個人会員      ②. 団体賛助会員      ③. 特別会員

(役割)

第4条 会員は下記の役割の遵守に努めなければならない。  
①. 総会への出席    ②. 研修会等への参加    ③. 事業活動への参加  
④. 地域における活動

(入会)

第5条 この法人の会員になろうとする者は入会申し込み書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において定めた会費を納入しなければならない。ただし、特別会員はこの限りでない。  
2 総会で定める会費額を越える金額については、寄付金として扱うことができる。

(退会)

第7条 この法人の会員はその旨を理事長に届け出て、退会することができる。  
2 この法人の会員は、次の各号の1に該当するときは退会したものとみなす。  
①. 死亡、もしくは解散、またはこれに類する事実の生じたとき。  
②. 会費を1年間納入しないとき。ただし、60歳以上で20年以上継続して会費を納入した者については「生涯会員」とし、会費を納入せずとも退会としない。  
③. その他、上記の条件に該当しない場合も、常任運営委員会で妥当と判断される場合は、「生涯会員」として認定することができる。

(除名)

第8条 会員に、この法人の名誉を毀損し、またはこの規定に反するような行為のあったときは、総会の議決により除名することができる。

(総会)

第9条 総会は定期総会及び臨時総会の2種とする。  
2 定期総会は毎年1回これを開催する。  
3 総会は理事長が招集する。  
4 総会に議長をおく。  
5 議長はそのつど出席した個人会員の互選により定める。  
6 理事長は個人会員の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1ヶ月以内に、これを招集しなければならない。  
7 総会の議事は出席した個人会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
8 やむを得ない理由のため総会に出席できない個人会員は、あらかじめ通知された事項についてのみ書面をもって表決をなし、または代理人に委任することができる。

(総会の議事)

第10条 総会は次の事項を審議する。  
①. 評議員の推選    ②. 会費の決定    ③. 会員の除名  
④. その他理事長が付議した事項

(改正または変更)

第11条 本規定を改正または変更しようとするときは、総会の議を経なければならない。

## 大阪ボランティア協会 事業の沿革 (抄)

1963・6 大阪市社会福祉協議会を会場に、大阪府下に散在するボランティア・グループの月例連絡会、始まる。

### 一日生済生会時代

1965・11 ボランティア協会創立総会。名称を「ボランティア協会大阪ビューロー」とする。(7日)

・11 第1期「ボランティア・スクール」開講(日本初。1985年度末で52期終了)。

1966・3 第1回「バザー」開催(1998年3月に第26回を開催)。

・7 『月刊ボランティア』を創刊(2003年1月に『Volo』に改題し10年3月号で453号発行)。

### 一心斎橋時代

1967・4 大阪市南区安堂寺橋通りに事務所を移転。専任職員を配置。事業を総合的に始める。

・9 第1期「婦人のためのスクール」開講(1985年度末で24期終了)。

1969・3 ボランティア協会大阪ビューローを発展的に解消し、社団法人 大阪ボランティア協会として発足。(21日)

・7 『ボランティア活動』(新書判)をミネルヴァ書房から出版(1981年に改訂第17刷)。

1970・7 第1期「高校生のためのボランティアスクール」開講(2005年8月で第71期開催)。

1971・5 会員による協会の自主的運営目指し、プロジェクトチーム制を導入(参加システムの萌芽)。

1973・9 関西公共広告機構(現・公共広告機構)の協賛で、テレビでのキャンペーン実施。

1974・2 近畿ブロックボランティアリーダー研究協議会を開催(日本青年奉仕協会と共催)。

### 一扇町時代

1975・8 事務所を、心斎橋からを大阪市北区末広町の星和地所扇町ビルへ移転。

・9 『福祉小六法』(新書判)を発刊(現在は中央法規出版から発刊)。

1976・6 第1期「ボランティアコーディネーター養成講座」開講(日本初。2009年6月で第35期終了)。

・10 毎日新聞社会福祉顕彰、受賞。

1977・12 「わたぼうしコンサート」を、奈良たんぼぼの会と共催(1979年まで)。

1978・5 「寝屋川市民たすけあいの会」の「たすけあいホーム」開設を援助。

1979・2 協会を拠点に「おおさか・行動する障害者応援センター」が生まれる。

1979・6 「協会だより」(現・『The ボラ協』)を創刊(「月刊ボランティア」⇒市民活動総合情報誌「Volo(ウォロ)」の付録として会員に配布)。

1980・3 『ボランティア・テキスト・シリーズ』No.1を発刊(2009年度末でNo.23まで発刊)。

・8 英国CSVのA. ディクソン氏講演会を開催(協会創立15周年記念事業)。

1980・9 第1期「お話の語り手講座」を開講(2009年度末で第31期開催)。

1981・2 創立25周年記念事業として『ボランティア=参加する福祉』をミネルヴァ書房より出版(2000年12月に第14刷発行)。

1981・5 総会にて「協会基本要綱」を採択。

1982・4 毎日放送ラジオで、活動に関する情報提供を開始(以後、様々なメディアに拡大)。

### 一同心時代

1982・11 事務所を現在の大阪市北区同心(市立社会福祉研修センター)へ移転。

1982・12 「協会活動振興基金」設定。募金開始(2010年3月で2億230万円に)。



- 1983・7 第1回「京阪神ボランティアセンター需給調整担当者懇談会」開催を呼びかけ。
- 1984・7 第1回「サマーボランティア計画」開始(1998年7～8月に第15回開催)。
- ・10 「北河内ボランティアセンター」、枚方に開設。
- 1986・9 「ボランティア活動推進国際協議会・世界大会」(I A V E)に代表を派遣。
- ・9 「企業・労働組合による福祉活動開発懇談会」開催。
- 1987・4 常任運営委員会と、事業ごとの事業推進委員会による事業推進体制を開始。
- ・5 「初心者セミナー(現、「初めてのボランティア説明会」)を開催(毎月3回、昼と夜に開催)。
- 1988・4 第1回「近畿高齢者ボランティア会議」を開催。
- 1989・4 フィリピンからロリータ・アントニオ女史を招聘し、講演会開催。
- 1990・11 “職域ボランティア開発委員会”の企業ボランティア活動に関する調査に協力。
- 1991・9 第1回青少年ボランティア大会「バリバリ元気天国」開催(1998年10月に第8回開催)
- 10 「企業市民活動推進センター」開設。
- 1993・6 「フィランソロピーリンクアップフォーラム」開催(08年度にCSRフォーラムと統合)
- 7 社団法人から社会福祉法人への組織変更(6日に大阪府より認可。15日に登記し正式に発足)。
- 1994・8 最適な活動メニューを探せる「ボランティア情報検索システム」を開発。
- 1995・1 阪神・淡路大震災。経団連1%クラブなどとともに「被災地の人々を応援する市民の会」結成し、2万1千人の市民とともに救援復興活動に取り組む。
- ・8 第1回「日韓・中高生ボランティア交流プログラム」、釜山で開催。
- 1996・11 「日本NPOセンター」の創設に参画。現在、当協会より副代表理事を派遣。
- 1998・1 インターネットによる活動情報システム「大阪ボランティア情報ネットワーク」開設。
- 3 「特定非営利活動促進法」(NPO法)成立。(法制定キャンペーンへの参加)
- 1999・5 『将来構想検討委員会』最終答申を発表。7月に「NPO推進センター」開設。
- 1999・10 「2001年ボランティア国際年推進協議会」(全国レベルでの推進組織)を結成。当協会事務局長が運営委員長に就任。
- 2001・1 「日本ボランティアコーディネーター協会」の創設に参画。当協会より理事(現在、副代表理事)・運営委員を派遣。
- ・11 「市民エンパワメントセンター」運営委員会発足。

## － 2 拠点時代 －

- 2002・4 「大阪NPOプラザ」オープン。管理団体となり、2拠点での事業展開が始まる。市民事業の立ち上げを支援する「コミュニティビジネス創出支援事業」に着手。
- 10 シニア層に新しい生き方を提案する第1期「マスターズ・ボランティア大学」開講。
- 2003・1 「月刊ボランティア」を市民活動総合情報誌『V o l o (ヴォロ)』に改題して新創刊。
- 5 「主に関西! ボランティア・市民活動情報ネット」(KVネット)、配信開始。
- 12 「ボランティア・市民活動ライブラリー」、大阪NPOプラザ内に開設。
- 2004・4 協会の編集で『ボランティア・NPO用語事典』を中央法規出版から発行。
- 7 「関西CSRフォーラム・準備会」を開始(08年度よりリンクアップフォーラムと統合)。
- 2005・11 協会創立40周年記念式典、『協会40年史—市民としてのスタイル』発行

## －大阪NPOプラザ本部時代－

- 2006・5 福島事務所のある大阪NPOプラザへ法人本部を移転。北区事務所も引き続き活用。
- 2006・11 新たな公益事業として「多文化共生・国際交流事業」に着手。
- 2008・2 「日本ファンドレイジング協会」創設に参画。
- 5 「社会的責任向上のためのNPO/NGOネットワーク」創設に参画。
- 2009・7 『第4次・将来ビジョン検討委員会』答申を発表。